

毎日新聞社説を読んで

2019年4月19日の毎日新聞社説「成年後見の見直し 生活支援に重点を置いて」を読み、毎日新聞の主張は利用者の声を捉えているので強く支持します。

社説：成年後見制度が大きく変わる。

意見：新しい成年後見制度は、契約能力の不十分な方を支える制度として、2000年に介護保険と同時にスタートしました。それにも関わらず、その後の制度運用は単なる「財産管理の制度」に過ぎないものでした。スタートから19年も経過していますが、課題の多かったこれまでの成年後見制度の運用を改革しなければなりません。それが利用者の声です。

社説：弁護士や司法書士などの専門職よりも身近な親族を後見人に選任するのが望ましい。

意見：不正防止を理由に、親族後見人を強制的に排除してきたこれまでのやり方は、まやかしの後見の社会化です。適切な親族がいる場合には、まずは親族が後見人に選任されるべきです。敢えて言えば、「家族の手」です。しかし、適切な親族がいなくてかできない場合も多くあります。その時には社会連帯、「社会の手立て」で支えるのです。これが本来の後見の社会化です。健全な社会です。とすると親族後見人を支える仕組みが必要です。それは福祉行政の役割です。そうした社会を作るのは政治の責任です。

社説：後見人に必要とされるのは、利用者が福祉サービスや居住環境などに満足しているかをチェックし、どんな生活を望んでいるのかをくみ取って、それを実現することだ。「意思決定支援」や「身上保護」と言われる役割である。

意見：まったく同感です。成年後見制度は単なる財産管理の制度ではありません。生活支援、権利擁護の制度です。資力の乏しい人でも使える制度でなければなりません。

社説：（ご本人に会わずして）身上保護などできるわけがない。

意見：何をか言わんやです。それではなぜそのような後見人が存在してきたのか、それは裁判所を始めとして、成年後見制度を財産管理の制度としてきたからです。

社説：最高裁は本人の財産から後見人に支払われる報酬を業務量や難易度に応じた金額にするよう全国の家裁に通知した。当然である。

意見：よくぞ言ってくれた。財産管理の権化である「報酬のめやす」を廃止することです。

社説：生活支援を充実させ、利用者が真に必要と感じられる成年後見制度にしなくてはならない。

意見：長年生活保護行政に従事してきた私たちは、生活支援に重点をおいて、主として資力の乏しい方々の後見業務を行ってきたので、我が意を得たりです。蛇足ですが、それでは財産管理をどうするか、財産管理が目的ならば成年後見制度を使わないことです。

毎日新聞の社説に比して、専門職の職能団体である奈良弁護士会会長声明、日本司法書士会連合会会長声明があるのでよくよく読むと良いと思います。

奈良弁護士会会長声明 (2018年11月26日)

最高裁の「新たな後見報酬算定に向けた考え方(案)」についての意見

http://www.naben.or.jp/news/2019年04月17日_ikensho/5495/

日本司法書士会連合会会長声明 (2019年04月17日)

専門職後見人の果たす役割は変わらない

https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/statement/48863/

改革の抵抗勢力、既得権益擁護の主張でなければ良いのですが。読者にお任せします。これまで、我が国の権利擁護の主体となってきたのは、紛れもなく弁護士、司法書士さんたちでした。今後もそうであって欲しいと国民の一人として願っています。

2019.4.19 朝日新聞

成年後見の見直し 生活支援に重点を置いて

認知症などで判断能力が弱くなつたお年寄りなどの権利擁護を担う成年後見制度が大きく変わる。

最高裁判所は、後見人の業務について財産管理より生活支援を中心とした「身上保護」に重点を置き、弁護士や司法書士などの専門職よりも「身近な親族を後見人に選任することが望ましい」との考えを全国の家庭裁判所に示した。

認知症の人は500万人にも上るが、制度の利用者は知的障害者を含めても約22万人に過ぎない。利用者がメリットを感じないためだ。

現在は専門職など親族以外の後見人が全体の約7割を占める。利用者は経済状況に応じて毎月2万〜3万円の利用料を取られる。ただ、信託銀行に財産を預け、必要な時に家庭裁判所の許可を得て引き出す「後見制度支援信託」を利用する形で財産管理はできるようになった。

後見人に必要とされるのは、利用者が福祉サービスや居住環境などに満足しているかをチェックし、どんな生活を望んでいるのかをくみ取って、それを実現することだ。「意思決定支援」や「身上保護」と言われる役割である。

厚生労働省の研究班が全国の知的障害者の施設を対象に調査したところ、被後見人に面会に来る頻度が「ほぼ来ない」「年1〜2回程度」が弁護士では77%、司法書士で43%に上った。これで身上保護などできるわけがない。しかも、毎月の利用料を取り続けているのである。

最高裁は本人の財産から後見人に支払われる報酬を業務量や難易度に応じた金額にするよう全国の家庭裁判所に通知した。当然である。

利用者をよく知る親族の方が身上保護に向いているとの判断は理解できる。ただ、財産の流用などの不祥事が多いのも親族である。

このため、厚生労働省は親族後見を支える「中核機関」の設置を市町村に求めている。また全体の5%しか設置されていないが、弁護士などを配置し、後見業務の研修を受けた「市民後見人」にも協力を求めて、親族を支える仕組みを作らせた。

高齢者を狙った特殊詐欺事件や虐待は増え、権利擁護の必要性は高まっている。生活支援を充実させ、利用者が真に必要なと感じられる成年後見制度にしなければならない。

2019.4.19